

「春の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路事故を防止するため、「農業用水路安全対策ガイドライン」に基づくソフト対策の一環として、令和2年度より「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、広報・啓発活動を強化。

1 時期 年3回

春 令和5年4月20日（木）～5月20日（土）

（春の陽気に誘われ外出が増えるとともに農作業が始まる時期）

秋 令和5年8月20日（日）～9月20日（水）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）

冬 令和5年12月1日（金）～12月31日（日）

（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）



一斉点検による危険箇所の確認

2 春の強化期間の概要

（1）農業用水路危険箇所一斉点検

- ・県内全ての土地改良区が強化期間内に、安全対策推進員等の関係者、行政（県・市町村）及び地域住民の参加し、地域の農業用水路の一斉点検を実施
- ・点検時において①注意喚起看板の付替え、②簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施
- ・強化期間初日（4月20日）には、
高岡農林振興センター管内：危険箇所の点検
砺波農林振興センター管内：食品スーパーで、啓発チラシの配布

（2）注意喚起チラシ等の配布など

- ・「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- ・強化期間ポスターの掲示
- ・安全啓発チラシ及びグッズの継続的配布

（3）メディア等を活用した広報・啓発

- ・富山県ホームページ、ツイッターによる注意喚起
- ・富山県民会館、県施設におけるCMの放映

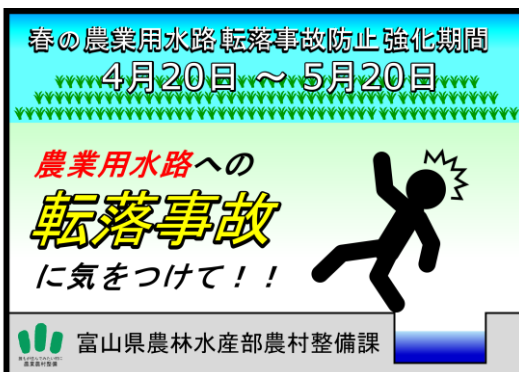
（4）関係機関等との連携

- ・「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、一般向け啓発チラシ 「強化期間」用のぼり旗 県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- ・市町村等関係機関と連携した音声テープ等による呼びかけ
- ・その他、県・市町村・土地改良区や工事現場等の事務所でのポスター看板等の掲示 など



一般向け啓発チラシ

「強化期間」用のぼり旗



春の事故防止強化期間のポスター



のぼり旗



職員の缶バッジ着用



パトロール車ステッカー



ホームページによる注意喚起

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)
新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)
富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)
砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)